

大山崎町競争入札等参加業者公募・選定基準及び運用基準

令和7年9月

大山崎町（以下「町」という。）が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品の供給等及び役務の提供（以下「工事等」という。）について、競争入札及び随意契約における参加（以下「競争参加」という。）業者を公募又は選定（以下「公募・選定」という。）する場合の基準を次のとおり定める。

なお、この基準は、標準的な発注を想定したものであり、これにより難しい場合や、本基準の趣旨に反することとなる場合は、別途、町指名業者選定委員会で基準等を個別に判断し決定する。

第1 入札・契約の方式

町において、標準的に採用する主な入札・契約方式は、次のとおりとする。ただし、入札契約制度の見直し等により、新たな入札・契約方式を採用、試行することができる。

なお、随意契約で、競争に付さないものを除いて、いずれの入札・契約方式においても、町の指名業者登録名簿（以下「指名登録名簿」という。）に登録されている業者を対象とする。

（1）条件付一般競争入札

案件ごとに地域要件や履行能力等についての必要最小限の入札参加資格条件等を定め、広く入札参加希望業者を公募し、過去の工事実績や配置予定技術者等の資料提出を求めて審査を行い、入札参加資格を満たす業者により行う入札方式をいう。

（2）工事希望型（公募型）指名競争入札

案件ごとに地域要件や履行能力等の条件を設定し、入札参加希望者を公募し、過去の工事実績や配置予定技術者等の資料提出を求めて審査を行い、入札参加資格を満たす業者を指名し、入札を行う方式をいう。

（3）業務希望型（公募型）指名競争入札

案件ごとに地域要件や履行能力等の条件を設定し、入札参加希望者を公募し、過去の工事実績や配置予定技術者等の資料提出を求めて審査を行い、入札参加資格を満たす業者を指名し、入札を行う方式をいう。

（4）指名競争入札

指名登録名簿に登録のある者から、当該契約が履行可能な業者を指名して行う入札方式をいう。

（5）随意契約

地方自治法施行令（以下「施行令」という。）第167条の2の規定による範囲内で、当該契約を履行可能な業者を選定し、契約する方式をいう。

第2 競争参加業者公募・選定基準

1 競争参加資格

競争参加業者の選定（随意契約含む。）にあたっては、原則として指名登録名簿に登録されている業者から選定する。競争参加業者を公募する場合も、原則として指名登録名簿に登録があることを条件とする。ただし、次の事項に該当する場合は、未登録業者の資格審査を行い、それに合格した業者を含めることができることとする。

- (1) 指名登録名簿に登録のない業種に係る契約
- (2) 指名登録名簿に登録している業者が少数で競争環境が整わない場合
- (3) その他、やむを得ないと客観的に認められる場合

2 競争参加資格の制限

競争参加業者の公募・選定にあたって次の事項に該当する場合は、競争参加を制限する。

(1) 競争参加資格停止中

- ① 町契約規則第3条（施行令第167条の4第2項各号）に該当し、入札に参加できない場合
- ② 町工事等契約に係る指名停止等措置要綱に基づき、指名停止中である場合
- ③ 町公共工事に関する暴力団排除対策措置要綱に基づき、入札参加除外措置を受けている場合

(2) 警察当局からの排除要請

警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者であるとして、町長に対して排除要請があるなど、明らかに請負業者として不適切であると認められる場合

(3) 契約履行の不誠実

契約書に基づく関係者に関する措置請求に請負者が従わない等契約の履行が不誠実である場合

(4) 下請契約が不適切

一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について、関係行政機関等からの情報により、請負者の下請契約関係が不適切であることが明確である場合

(5) 更生手続開始等経営不安定

- ① 会社更生法による更生手続開始の申立又は民事再生法による再生手続開始の申立がなされ、経営状態が著しく不健全である場合
ただし、更生又は再生手続の開始決定がなされた場合は対象としない
- ② 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合

(6) 安全管理改善等指導及び指示の不服従

町との契約の履行について、安全管理の改善に関し、労働基準監督署等からの指導に対して、改善を行わない状態が継続している場合。また、仕様書、設計図書類での指示、監督職員の指示に従わない状態が継続し、明らかに契約の相手方として不適当であると認められる場合

(7) 賃金不払

賃金不払いに関する厚生労働省等関係行政機関からの通報がなされ、当該状態が継続している場合であって、明らかに契約の相手方として不適当であると認められる場合

(8) その他

その他、関係業法令に違反し、関係行政機関からの情報により、契約の相手方として不適当であると認められる場合

3 競争参加業者の公募・選定の原則的基準

競争参加業者を公募・選定する場合は、別に定める業種ごとの公募・選定基準等を総合的に判断して行うものとする。

なお、公共事業の契約の相手方として、受注業者には履行能力、技術水準だけでなく、また、法令等の遵守にとどまらず、高い倫理性と信頼性を要請する。従って、公共事業の契約の相手方として好ましくないとと思われる場合は、選定を回避する。

また、談合等の不正行為を防止するために、受注に向けての意思の確立や入札金額の決定の過程に関与

することができる者が重複している業者は選定を回避し、実質的に関与する可能性のある者が重複している業者についても同様とする。

4 公募・選定順位

競争参加業者を公募・選定する順位は、指名登録名簿に登録のある業者のうち、町内業者から調達可能なものは町内業者から公募・選定することを基本とする。町内業者からの調達が不可能な場合や不適当な場合又は町内業者だけでは競争環境が整わない場合には、町外業者も含めて公募・選定する。

第3 建設工事の公募・選定基準及び運用基準

1 公募・選定基準

建設工事について、災害時等緊急施工を要する場合を除き、原則として、条件付一般競争入札、工事希望型（公募型）指名競争入札を採用するものとし、公募・選定する基準は、次に定める事項とする。

（1）技術的適性・工事実績等

- ① 当該工事の施工に必要な建設業法に基づく許可を得ていること。
- ② 当該工事に必要な施工管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる同種工事の施工実績があること。
- ③ 発注する建設工事の種類に応じ、当該工事の施工のために必要となる有資格技術者が確保できると認められること。

（2）有資格業者による施工の義務付け等

- ① 建設業法、その他法令等により、有資格業者による施工が義務付けられている場合は、有資格業者から公募・選定する。また、有資格技術者の配置が義務付けられている場合は、有資格技術者の配置が可能な業者から公募・選定する。
- ② その他、建設業許可区分等に留意し、法令等の趣旨に沿って業者を公募・選定する。

（3）新規登録業者の取り扱い

- ① 指名登録名簿の登録年度から3年間は町発注建設工事の習熟期間として、建設工事の競争入札に参加することができない。
- ② 過去5年間のうち通算3年間を超えて登録が確認される業者で、営業拠点である本店・支店又は営業所を町域内もしくは町域外に開設もしくは移転した者は、指名競争入札参加資格申請での希望業種を変更しない場合に限り、新規登録業者としての取り扱いはしないものとする。

2 建設工事の種類ごとの公募・選定基準

町が発注する建設工事において、以下のとおり、建設工事の種類ごとに公募時等に設定する要件等を定め、それを満たす有資格業者を選定する。

なお、以下の基準は標準的な発注を想定したものであるため、これにより難しい場合や、本基準の趣旨に反することとなる場合は、別途、町指名業者選定委員会で基準等を個別に判断するものとする。

(1) 土木一式工事

各工事費の区分に対応した要件等及び競争入札方式の基準は、次のとおりとする。

- ① 建設工事の登録は「土木一式工事」とする。
- ② 原則として指名競争入札参加資格申請での希望業種に限り、参加することができる。
- ③ 困難工事や特殊な工法を採用する場合には、工事費にかかわらず、施工実績を有する業者を公募・選定する。

工事費区分	要 件 等	競争入札方式
概ね2億円以上	・ 案件ごとに設定	条件付一般競争入札
概ね1億円以上 概ね2億円未満	・ 地域要件 案件ごとに設定 ・ 特定建設業許可 ・ 監理技術者 - 一級土木施工管理技士の専任配置 ・ 希望業種3つのうち、土木一式工事の経審点数がもっとも高い ・ 土木一式工事の経審点数が1,000点以上 ・ 国又は地方公共団体発注の同種工事の実績 - 土木一式工事 当初請負額 5,000万円以上	工事希望型（公募型） 指名競争入札
6,000万円以上 概ね1億円未満	・ 地域要件 乙訓地域及び京都市 ・ 特定建設業許可 ・ 監理技術者 - 一級土木施工管理技士の専任配置 ・ 希望業種3つのうち、土木一式工事の経審点数がもっとも高い（町内業者除く） ・ 土木一式工事の経審点数 - 町内業者：800点以上 - 乙訓二市業者：900点以上 - 京都市内業者：1,000点以上 ・ 国又は地方公共団体発注の同種工事の実績 - 土木一式工事 当初請負額 3,000万円以上	

工事費区分	要 件 等	競争入札方式
4,000 万円以上 6,000 万円未満	・地域要件 乙訓地域及び京都市 ・特定建設業許可 ・監理技術者 - 一級土木施工管理技士の専任配置 ・希望業種3つのうち、土木一式工事の経審点数がもっとも高い (町内業者除く) ・土木一式工事の経審点数 - 町内業者：問わない - 乙訓二市業者：750 点以上 - 市内業者：800 点以上 ・国又は地方公共団体発注の同種工事の実績（町内業者除く） - 土木一式工事 当初請負額 1,500 万円以上	工事希望型（公募型） 指名競争入札
200 万円以上 4,000 万円未満	・地域要件 町内業者 ・一般建設業許可又は特定建設業許可 ・主任技術者 - 一級又は二級土木施工管理技士の配置	
200 万円未満	・町内本店・営業所・支店	随意契約（競争見積）

(2) 建築一式工事

各工事費の区分に対応した要件等及び競争入札方式の基準は、次のとおりとする。

- ① 建設工事の登録は「建築一式工事」とする。
- ② 原則として指名競争入札参加資格申請での希望業種に限り、参加することができる。
- ③ 困難工事や特殊な工法を採用する場合には、工事費にかかわらず、施工実績を有する業者を公募・選定する。

工事費区分	要 件 等	競争入札方式
概ね4億円以上	・ 案件ごとに設定	条件付一般競争入札
概ね2億円以上 概ね4億円未満	・ 地域要件 案件ごとに設定 ・ 特定建設業許可 ・ 監理技術者 - 一級建築施工管理技士の専任配置 ・ 希望業種3つのうち、建築一式工事の経審点数がもっとも高い ・ 建築一式工事の経審点数が1,000点以上 ・ 国又は地方公共団体発注の同種工事の実績 - 建築一式工事 当初請負額 1億円以上	工事希望型（公募型）指名競争入札
概ね1億円以上 概ね2億円未満	・ 地域要件 案件ごとに設定 ・ 特定建設業許可 ・ 監理技術者 - 一級建築施工管理技士の専任配置 ・ 希望業種3つのうち、建築一式工事の経審点数がもっとも高い ・ 建築一式工事の経審点数が1,000点以上 ・ 国又は地方公共団体発注の同種工事の実績 - 建築一式工事 当初請負額 5,000万円以上	
6,000万円以上 概ね1億円未満	・ 地域要件 乙訓地域及び京都市 ・ 特定建設業許可 ・ 監理技術者 - 一級建築施工管理技士の※配置 ・ 希望業種3つのうち、建築一式工事の経審点数がもっとも高い（町内業者除く） ・ 建築一式工事の経審点数 - 町内業者：800点以上 - 乙訓二市業者：900点以上 - 京都市内業者：1,000点以上 ・ 国又は地方公共団体発注の同種工事の実績 - 建築一式工事 当初請負額 3,000万円以上	

工事費区分	要 件 等	競争入札方式
2,500 万円以上 6,000 万円未満	・地域要件 乙訓地域 ・一般建設業許可又は特定建設業許可 ・主任技術者 一級又は二級建築施工管理技士の配置 ・建築一式工事の経審点数 町内業者 : 問わない 乙訓二市業者 : 750 点以上 ・国又は地方公共団体発注の同種工事の実績 (町内業者除く) 建築一式工事 当初請負額 1,000 万円以上	工事希望型 (公募型) 指名競争入札
200 万円以上 2,500 万円未満	・地域要件 町内業者 ・一般建設業許可又は特定建設業許可 ・主任技術者 一級又は二級建築施工管理技士の配置	
200 万円未満	・町内本店・営業所・支店	随意契約 (競争見積)

※建設業法第26条第3項に基づく請負額8,000万円以上の場合は、専任配置とする。

(3) 水道施設工事

各工事費の区分に対応した要件等及び競争入札方式の基準は、次のとおりとする。

- ① 水道管工事について、大山崎町指定給水装置工事事業者登録を必要とする。
- ② 建設工事の登録が、「水道施設工事」とする。
- ③ 原則として指名競争入札参加資格申請での希望業種に限り、参加することができる。
- ④ 困難工事や特殊な工法を採用する場合には、工事費にかかわらず、施工実績を有する業者を公募・選定する。

工事費区分	要 件 等	競争入札方式
概ね2億円以上	・案件ごとに設定	条件付一般競争入札
概ね1億円以上 概ね2億円未満	・地域要件 案件ごとに設定 ・特定建設業許可 ・監理技術者 一級土木施工管理技士の専任配置 ・その他必要な技術者 案件ごとに設定 ・水道施設工事の経審点数が900点以上 ・国又は地方公共団体発注の同種工事の実績 水道施設 当初請負額 5,000万円以上	工事希望型（公募型）指名競争入札
6,000万円以上 概ね1億円未満	・地域要件 案件ごとに設定 ・特定建設業許可 ・監理技術者 一級土木施工管理技士の専任配置 ・その他必要な技術者 案件ごとに設定 ・水道施設工事の経審点数が800点以上 ・国又は地方公共団体発注の同種工事の実績 水道施設 当初請負額 3,000万円以上	
4,000万円以上 6,000万円未満	・地域要件 乙訓地域、京都市及び島本町 ・特定建設業許可 ・監理技術者 一級土木施工管理技士の専任配置 ・その他必要な技術者 案件ごとに設定 ・水道施設工事の経審点数 乙訓地域業者及び島本町業者：問わない 京都市内業者：800点以上 ・国又は地方公共団体発注の同種工事の実績 水道施設 当初請負額 1,500万円以上	

工事費区分	要 件 等	競争入札方式
200 万円以上 4,000 万円未満	・地域要件 乙訓地域及び島本町 ・一般建設業許可又は特定建設業許可 ・主任技術者 - 一級又は二級土木施工管理技士の配置 - 又は給水装置工事主任技術者の配置 ・その他必要な技術者 案件ごとに設定 ・国又は地方公共団体発注の同種工事の実績（町内業者除く） 水道施設 当初請負額（案件ごとに設定）	工事希望型（公募型）指名競争入札
200 万円未満	・町内本店・営業所・支店及び乙訓二市	随意契約（競争見積）

(4) 管工事

各工事費の区分に対応した要件等及び競争入札方式の基準は、次のとおりとする。

- ① 水道管工事について、大山崎町指定給水装置工事事業者登録を必要とする。
- ② 建設工事の登録が、「管工事」とする。
- ③ 原則として指名競争入札参加資格申請での希望業種に限り、参加することができる。
- ④ 困難工事や特殊な工法を採用する場合には、工事費にかかわらず、施工実績を有する業者を公募・選定する。

工事費区分	要 件 等	競争入札方式
概ね2億円以上	・案件ごとに設定	条件付一般競争入札
概ね1億円以上 概ね2億円未満	・地域要件 案件ごとに設定 ・特定建設業許可 ・監理技術者 - 一級管工事施工管理技士の専任配置 ・その他必要な技術者 案件ごとに設定 ・希望業種3つのうち、管工事の経審点数がもっとも高い ・管工事の経審点数が900点以上 ・国又は地方公共団体発注の同種工事の実績 - 管工事 当初請負額 5,000万円以上	工事希望型（公募型）指名競争入札
6,000万円以上 概ね1億円未満	・地域要件 案件ごとに設定 ・特定建設業許可 ・監理技術者 - 一級管工事施工管理技士の専任配置 ・その他必要な技術者 案件ごとに設定 ・希望業種3つのうち、管工事の経審点数がもっとも高い ・管工事の経審点数が800点以上 ・国又は地方公共団体発注の同種工事の実績 - 管工事 当初請負額 3,000万円以上	
4,000万円以上 6,000万円未満	・地域要件 乙訓地域、京都市及び島本町 ・特定建設業許可 ・監理技術者 - 一級管工事施工管理技士の専任配置 ・その他必要な技術者 案件ごとに設定 ・希望業種3つのうち、管工事の経審点数がもっとも高い（町内業者除く） ・管工事の経審点数 - 町内業者：問わない - 乙訓二市業者：750点以上 - 京都市内業者：800点以上 ・国又は地方公共団体発注の同種工事の実績 - 管工事 当初請負額 1,500万円以上	

工事費区分	要 件 等	競争入札方式
200 万円以上 4,000 万円未満	・地域要件 乙訓地域及び京都市 ・一般建設業許可又は特定建設業許可 ・主任技術者 - 一級又は二級管工事施工管理技士の配置 ・その他必要な技術者 案件ごとに設定 ・管工事の経審点数 - 町内業者：問わない - 乙訓二市業者：750 点以上 - 京都市内業者：800 点以上 ・国又は地方公共団体発注の同種工事の実績（町内業者除く） - 管工事 当初請負額（案件ごとに設定）	工事希望型（公募型）指名競争入札
200 万円未満	・町内本店・営業所・支店及び乙訓二市	随意契約（競争見積）

(5) 舗装工事

各工事費の区分に対応した要件等及び競争入札方式の基準は、次のとおりとする。

- ① 建設工事の登録が、「舗装工事」とする。
- ② 原則として指名競争入札参加資格申請での希望業種に限り、参加することができる。
- ③ 困難工事や特殊な工法を採用する場合には、工事費にかかわらず、施工実績を有する業者を公募・選定する。

工事費区分	要 件 等	競争入札方式
概ね2億円以上	・ 案件ごとに設定	条件付一般競争入札
概ね1億円以上 概ね2億円未満	・ 地域要件 案件ごとに設定 ・ 特定建設業許可 ・ 監理技術者 - 一級土木施工管理技士の専任配置 ・ 希望業種3つのうち、舗装工事の経審点数がもっとも高い ・ 舗装工事の経審点数が900点以上 ・ 国又は地方公共団体発注の同種工事の実績 - 舗装工事 当初請負額 5,000万円以上	工事希望型（公募型）指名競争入札
6,000万円以上 概ね1億円未満	・ 地域要件 乙訓地域及び京都市 ・ 特定建設業許可 ・ 監理技術者 - 一級土木施工管理技士の専任配置 ・ 希望業種3つのうち、舗装工事の経審点数がもっとも高い ・ 舗装工事の経審点数が800点以上 ・ 国又は地方公共団体発注の同種工事の実績 - 舗装工事 当初請負額 3,000万円以上	

工事費区分	要 件 等	競争入札方式
4,000 万円以上 6,000 万円未満	・地域要件 乙訓地域及び京都市 ・特定建設業許可 ・監理技術者 - 一級土木施工管理技士の専任配置 ・希望業種3つのうち、舗装工事の経審点数がもっとも高い (町内業者除く) ・舗装工事の経審点数 - 町内業者：問わない - 乙訓二市業者：750 点以上 - 京都市内業者：800 点以上 ・国又は地方公共団体発注の同種工事の実績 - 舗装工事 当初請負額 1,500 万円以上	工事希望型（公募型）指名競争入札
200 万円以上 4,000 万円未満	・地域要件 乙訓地域及び京都市内 ・一般建設業許可又は特定建設業許可 ・主任技術者 - 一級又は二級土木施工管理技士の配置 ・舗装工事の経審点数 - 町内業者：問わない - 乙訓二市業者：750 点以上 - 京都市内業者：800 点以上 ・国又は地方公共団体発注の同種工事の実績（町内業者除く） - 舗装工事 当初請負額（案件ごとに設定）	
200 万円未満	・町内本店・営業所・支店	随意契約（競争見積）

(6) 電気工事

各工事費の区分に対応した要件等及び競争入札方式の基準は、次のとおりとする。

- ① 建設工事の登録は、「電気工事」とする。
- ② 原則として指名競争入札参加資格申請での希望業種に限り、参加することができる。
- ③ 困難工事や特殊な工法を採用する場合には、工事費にかかわらず、施工実績を有する業者を公募・選定する。

工事費区分	要 件 等	競争入札方式
概ね2億円以上	・ 案件ごとに設定	条件付一般競争入札
概ね1億円以上 概ね2億円未満	・ 地域要件 案件ごとに設定 ・ 特定建設業許可 ・ 監理技術者 - 一級電気工事施工管理技士の専任配置 ・ 希望業種3つのうち、電気工事の経審点数がもっとも高い ・ 電気工事の経審点数が900点以上 ・ 国又は地方公共団体発注の同種工事の実績 - 電気工事 当初請負額 5,000万円以上	工事希望型（公募型）指名競争入札
6,000万円以上 概ね1億円未満	・ 地域要件 京都府内 ・ 特定建設業許可 ・ 監理技術者 - 一級電気工事施工管理技士の専任配置 ・ 希望業種3つのうち、電気工事の経審点数がもっとも高い ・ 電気工事の経審点数が800点以上 ・ 国又は地方公共団体発注の同種工事の実績 - 電気工事 当初請負額 3,000万円以上	

工事費区分	要 件 等	競争入札方式
4,000 万円以上 6,000 万円未満	・地域要件 京都府内 ・特定建設業許可 ・監理技術者 - 一級電気工事施工管理技士の専任配置 ・希望業種3つのうち、電気工事の経審点数がもっとも高い (町内業者除く) ・電気工事の経審点数 - 町内業者：問わない - 乙訓二市業者：750 点以上 - 市内業者：800 点以上 ・国又は地方公共団体発注の同種工事の実績 - 電気工事 当初請負額 1,500 万円以上	工事希望型（公募型）指名競争入札
200 万円以上 4,000 万円未満	・地域要件 京都府内 ・一般建設業許可又は特定建設業許可 ・主任技術者 - 一級又は二級電気工事施工管理技士の配置 ・電気工事の経審点数 - 町内業者：問わない - 乙訓二市業者：750 点以上 - 市内業者 800 点以上 ・国又は地方公共団体発注の同種工事の実績（町内業者除く） - 電気工事 当初請負額（案件ごとに設定）	
200 万円未満	・町内本店・営業所・支店及び乙訓二市	随意契約（競争見積）

(7) 造園工事

各工事費の区分に対応した要件等及び競争入札方式の基準は、次のとおりとする。

- ① 建設工事の登録は、「造園工事」とする。
- ② 原則として指名競争入札参加資格申請での希望業種に限り、参加することができる。
- ③ 困難工事や特殊な工法を採用する場合には、工事費にかかわらず、施工実績を有する業者を公募・選定する。

工事費区分	要 件 等	競争入札方式
概ね2億円以上	・ 案件ごとに設定	条件付一般競争入札
概ね1億円以上 概ね2億円未満	・ 地域要件 案件ごとに設定 ・ 特定建設業許可 ・ 監理技術者 - 一級造園施工管理技士の専任配置 ・ 希望業種3つのうち、造園工事の経審点数がもっとも高い ・ 造園工事の経審点数が900点以上 ・ 国又は地方公共団体発注の同種工事の実績 - 造園工事 当初請負金額 5,000万円以上	工事希望型（公募型）指名競争入札
6,000万円以上 概ね1億円未満	・ 地域要件 案件ごとに設定 ・ 特定建設業許可 ・ 監理技術者 - 一級造園施工管理技士の専任配置 ・ 希望業種3つのうち、造園工事の経審点数がもっとも高い ・ 造園工事の経審点数が800点以上 ・ 国又は地方公共団体発注の同種工事の実績 - 造園工事 当初請負金額 3,000万円以上	

工事費区分	要 件 等	競争入札方式
4,000 万円以上 6,000 万円未満	・地域要件 乙訓地域及び京都市 ・特定建設業許可 ・監理技術者 - 一級造園施工管理技士の専任配置 ・造園工事の経審点数 - 町内業者：問わない - 乙訓二市業者：750 点以上 - 市内業者：800 点以上 ・国又は地方公共団体発注の同種工事の実績 - 造園工事 当初請負金額 1,500 万円以上	
200 万円以上 4,000 万円未満	・地域要件 乙訓地域及び京都市 ・一般建設業許可又は特定建設業許可 ・主任技術者 - 一級又は二級造園施工管理技士の配置 ・造園工事の経審点数 - 町内業者：問わない - 乙訓二市業者：750 点以上 - 市内業者：800 点以上 ・国又は地方公共団体発注の同種工事の実績（町内業者除く） - 造園工事 当初請負額（案件ごとに設定）	
200 万円未満	・町内本店・営業所・支店及び二市	随意契約（競争見積）

（８） その他専門工事（（１）から（７）までに定める以外の工事）

- ① 発注する工事に対応した建設業許可を有する業者を対象とする。
- ② 原則として、発注する建設工事の種類を指名競争入札参加資格申請時に希望としている業者を対象とし、登録業者数及び工事費の額等により、案件ごとに要件等を設定する。
- ③ 競争入札方式は、工事費の額等により、条件付一般競争入札、工事希望型（公募型）指名競争入札又は随意契約とする。
- ④ 困難工事や特殊な工法を採用する場合には、工事費にかかわらず、施工実績を有する業者を公募又は選定する。

第4 測量・建設コンサルタント等業務の選定基準及び運用基準

1 公募・選定基準

測量・建設コンサルタント等業務について、原則として業務希望型指名競争入札を採用するものとし、公募・選定する基準は、次に定める事項に基づき設定する。

なお、以下の基準は標準的な発注を想定したものであるため、これにより難しい場合や、本基準の趣旨に反することとなる場合は、別途、町指名業者選定委員会で基準等を個別に判断するものとする。

(1) 資格・技術的適正等

- ① 原則として、発注する当該業務に該当する許可、登録（建設コンサルタント登録の場合は部門登録）をしていること。
- ② 当該業務と同種業務について相当の実績があること。
- ③ 当該業務の履行に必要な業務管理、品質管理等の技術的水準と同程度と認められる技術的水準の業務の履行実績があること。
- ④ 発注予定業務種別に応じ、当該業務を履行するに足りる有資格技術者が確保できると認められること。

(2) 地域要件について

原則として、乙訓地域及び京都市内又は府内に本店や支店もしくは営業所を有する業者から公募・選定する。ただし、業務の内容等により、近隣府県に本店や支店もしくは営業所を有する業者から公募・選定する場合がある。

2 登録業種別公募・発注標準

(1) 測量

- ① 測量法に基づく測量業者であることを条件とし、指名競争入札参加資格申請で「測量」を希望している者を公募・選定する。
- ② 設計業務を含む場合は、測量及び土木設計の可能な業者を公募・選定する。
- ③ 航空測量等、専門的技術者を要する場合は、必要な要件を設定し、当該業務が可能な業者を公募・選定する。

(2) 土木関係建設コンサルタント業務

発注する業務に対応した部門の建設コンサルタント登録を有し、指名競争入札参加資格申請で「土木関係建設コンサルタント業務」を希望している業者を対象とする。

(3) 地質調査業務

地質調査業の登録を有し、指名競争入札参加資格申請で「地質調査業務」を希望している業者を対象とする。

(4) 建築関係建設コンサルタント業務

- ① 指名競争入札参加資格申請で「建築関係建設コンサルタント業務」を希望している業者を対象とする。
- ② 一級建築士事務所から選定する。
- ③ 難度の高い業務については、組織設計事務所等、大規模な建築コンサルタント業者で、当該業務に実績のある業者を公募・選定することがある。
- ④ 耐震調査等、特殊な業務及び専門部門のみで対応可能な業務については、特に一級建築士事務所にこだわらず、実績のある業者を公募・選定することがある。

(5) 補償関係等コンサルタント業務

- ① 指名競争入札参加資格申請で「補償関係コンサルタント業務」を希望している業者を対象とする。
- ② 一級建築士事務所・補償コンサルタント登録業者・土地家屋調査士等発注する業務に応じた要件を設定し、公募・選定する。

(6) その他のコンサルタント業務

発注する業務に応じ、必要な許可の有資格技術者を確保できることを要件とし、公募・選定する。

第5 物品の供給等及び役務の提供の選定基準及び運用基準

1 選定基準

物品の供給等及び役務の提供について、原則として指名競争入札を採用するものとし、選定する基準は次に定める事項とする。

なお、以下の基準は標準的な発注を想定したものであるため、これにより難しい場合や、本基準の趣旨に反することとなる場合は、別途、町指名業者選定委員会で基準等を個別に判断するものとする。

(1) 資格等

- ① 当該発注業務の履行にあたり、法令等により有資格技術者による執行が義務付けられている場合や当該発注業務の履行に必要な有資格技術者の定めがある場合は、必要な有資格技術者が確保できると認められる業者から選定する。
- ② 当該発注案件の履行にあたり、資格等が定められていない場合は、物品の調達や業務の履行が可能であること、又は実績があることを条件とする。

(2) 受注実績等

- ① 当該発注業務と同種のものについて、相当の受注実績のある業者から選定する。
- ② 当該発注業務に必要な技術的水準と同程度以上と認められる技術的水準の受注実績がある業者から選定する。

(3) 履行成績等

町発注業務での成果品の品質が低い場合には、競争参加機会を調整する。

2 運用にあたっての留意点

- ① 法令等により、有資格技術者による執行が義務付けられている業務で、有資格技術者がいない業者を選定したが業者が辞退を申し出なかった場合は、参加資格のない業者がした入札として取扱う。
- ② 調査研究業務やデザイン等の企画を含む印刷など特殊性のある業務委託等の場合には、公募型プロポーザル方式等を採用する場合がある。